令和3年6月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和3年6月28日(月)午後2時30分~午後4時30分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、尾上委員、田中委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、尾上委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、内田教育指導課参事、篠﨑教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和3年6月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

5月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。 特にご異議等がありませんでしたので、5月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

6月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と尾上委員 にお願いします。

藤本教育長職務代理者、尾上委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和3年5月27日から令和3年6月27日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず6月1日火曜日は、部長会に出席しました。また、市議会本会議に出席しました。

- 2日水曜日は、市校長会に出席しました。
- 10日木曜日は、市議会本会議に出席しました。
- 11日金曜日は、市教頭会に出席しました。また、市議会本会議に出席しました。
 - 15日火曜日は、福祉教育常任委員会に出席しました。
 - 18日金曜日は、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。
 - 22日火曜日は、市議会本会議に出席しました。また、大阪府教職員人事対

策連絡協議会(大阪府庁)に出席しました。

- 24日木曜日は、市議会本会議に出席しました。
- 25日金曜日は、千代田小学校を訪問しました。
- 26日土曜日は、河内長野市総合スポーツ振興会総会に出席しました。
- 27日日曜日、河内長野市国際交流協会総会に出席しました。
- 以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

私も、国際交流協会理事会と総会に参加してまいりました。

昨年度は、新型コロナウイルスが影響し行事がほとんどできなかったということで、 今年度はできるだけ、コロナ対策を行いながら色々な行事を実施していきたいとの意 気込みを感じました。また、会長の交代がありました。

松本教育長

ほかございませんか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事(要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第22号「学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について」 の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第22号「学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について」

ご説明いたします。

別冊1において、学校教育法附則第9条にございますように、特別支援学級に在籍する子ども達に、検定教科書以外の一般図書を採択することが可能となっております。しかしながら、検定教科書と附則第9条によって採択した一般図書の両方は給付することができませんので、採択権のある市教育委員会は、どちらか一方を採択することになります。ですので、検定教科書にかわる附則第9条本を採択する場合は、一般図書が特別支援学級に在籍する個々の子どもの教育指導計画にそった教科用図書として、適切かどうか慎重に判断する必要がございます。またみんなと同じ教科書を給付してほしいという保護者の願いもございますことから、教育委員会からは検定教科書を配布した上で、学校に割り当てられている図書購入の予算を活用して、子ども達に有用な一般図書を購入する方法をこれまではとってまいりました。これまでも各学校において、このような形で対応しているところでございますので、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の給付は行わず、当該学年用の検定教科書を給付することが妥当であると考えております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 例年、同様の扱いをしているということでよろしいでしょうか。

生田教育指導課長

はい。

松本教育長

ほかにご異議等ございませんでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第22号「学校教育法附則第9条 に規定する一般図書の給付について」を承認といたします。

続いて、議案第23号「令和4年度小学校教科用図書の採択について」の説

明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第23号「令和4年度小学校教科用図書の採択について」ご説明いた します。

別冊1において、「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の文部科学省からの通知文を掲載しております。その中で、「1採択にあたっての留意事項について」というところがあります。ここの「(1)小学校用教科書の採択について」というところで、令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合をのぞいて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないと定められております。このことから、議案書の令和4年度使用教科用図書小学校一覧のとおり、令和2年度と同一の教科書と採択する議決を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第23号「令和4年度小学校教科 用図書の採択について」を承認といたします。

続いて、議案第24号「令和4年度中学校教科用図書の採択について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第24号「令和4年度中学校教科用図書の採択について」 ご説明いたします。

別冊1において、「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の文部科学省からの通知文の、「(2)中学校用教科書の採択について」というところで

は、「なお令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科 用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度 に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行 されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを おこなうことも可能」と定められております。

一方で、中学校用の教科用図書の採択につきましては、同通知により、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないと定められています。

そのため、事務局といたしましては、採択替えを行った場合、教科指導を行う上で、継続性を保つことが難しく、生徒の学習内容や理解の定着に関わって不利益となることを懸念しております。さらに本市では、全教科全出版社の教科用図書を全校に配布しており、発行者による表現の違い等を比較することで、その違いを知り、深く考えることに結びつく学習指導要領で求められている思考力、判断力などの新たな観点の力を育むことができるようにしております。

これらのことをふまえまして、中学歴史教科書については、採択替えは行わず、令和2年度採択した教科用図書を使用することが適切と考えております。よって、議案書にあります、令和2年度昨年度に採択した教科書と同一である、令和4年度使用教科書用図書中学校一覧のとおり採択する議決を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第24号「令和4年度中学校教科 用図書の採択について」を承認といたします。

これで議決案件がすべて終了いたしましたので、10分の休憩の後、報告案件から開始いたします。

(5) 報告案件(要旨)

・報告第11号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」

市立公民館8館における、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和3年4月30日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したもの。

(6) その他報告(要旨)

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、安田教育推進部理事

令和3年6月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨につい て

(別添資料により説明)

生田教育指導課長

河内長野市内における幼児教育の提供量等について (別添資料により説明)

二井文化・スポーツ振興課長

河内長野市立文化会館の令和5年度からの休館日の変更について (別添資料により説明)

令和3年度寺ケ池公園プールの休場について

伊藤文化財保護課長

ふるさと歴史学習館でのイベント

森図書館長

入館者1,000万人記念講演会

夏休みのイベントなど 図書館資料展示

閉会

松本教育長

以上で6月定例教育委員会を閉会します。

令和3年7月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和3年7月21日(水) 午後2時30分開催 ※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

教育長報告(令和3年5月27日~令和3年6月27日) 別 紙

6月1日(火)	部長会
	市議会本会議
6月2日 (水)	市校長会
6月10日(木)	市議会本会議
6月11日(金)	市教頭会
	市議会本会議
6月15日 (火)	福祉教育常任委員会
6月18日(金)	新型コロナウイルス対策本部会議
6月22日 (火)	市議会本会議
	大阪府教職員人事対策連絡協議会 (大阪府庁)
6月24日 (木)	市議会本会議
6月25日(金)	千代田小学校訪問
6月26日 (土)	河内長野市総合スポーツ振興会総会(市立総合体育館)
6月27日 (日)	河内長野市国際交流協会総会(キックス)

令和3年6月定例教育委員会会議

議 案 書

令和3年6月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第22号 学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付に ついて

(説明担当 教育指導課・・・・p. 1)

議案第23号 令和4年度小学校教科用図書の採択について

(説明担当 教育指導課・・・・p. 2)

議案第24号 令和4年度中学校教科用図書の採択について

(説明担当 教育指導課・・・・p. 4)

(報告案件)

報告第11号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結につ いて

(説明担当 教育総務課・・・・p. 6)

議案第22号

学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について

令和4年度において河内長野市立小中学校に設置されている特別支援 学級に在籍している児童・生徒に対しては、従来どおり、拡大教科書を除 き、学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付は行わず、当該学年 用の検定教科書を給付する。

議案第23号

令和4年度小学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定 に基づき、小学校の令和4年度使用教科用図書の採択について、次のとお り承認する。

令和4年度使用教科用図書(小学校)一覧

種目	発行者番号	発行者略称	書名
国 語	38	光村	国語
書 写	17	教出	小学 書写
社 会	2	東書	新しい社会
地図	46	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年
算 数	116	日文	小学算数
理科	61	啓林館	わくわく理科
生活	17	教出	せいかつ
音楽	27	教芸	小学生の音楽
図画工作	116	日文	図画工作
家庭	9	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保健	2	東書	新しい保健
英 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
特別の教科 道徳	116	日文	小学道徳 生きる力/道徳ノート

議案第24号

令和4年度中学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定 に基づき、中学校の令和4年度使用教科用図書の採択について、次のとお り承認する。

令和4年度使用教科用図書(中学校)一覧

種目	発行者番号	発行者略称	書名
国語	38	光村	国語
書写	17	教出	中学書写
社 会(地理)	46	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会 (歴史)	46	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会(公民)	116	日文	中学社会 公民的分野
地図	46	帝国	中学校社会科地図
数 学	2	東書	新しい数学
理科	61	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽 (一般)	27	教芸	中学生の音楽
音楽(器楽)	27	教芸	中学生の器楽
美術	116	日文	美術 1 美術との出会い 美術 2・3 上 学びの実感と広がり 美術 2・3 下 学びの探求と未来
保健体育	224	学研	中学保健体育
技術・家庭(技術)	9	開隆堂	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭(家庭)	9	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生
英語	9	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
特別の教科 道徳	116	日文	中学道徳 あすを生きる / 中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

報告第11号

労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第36条に基づく労使協定の 締結について、別冊2のとおり報告する。

議案第22号~第24号関係

学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について 令和4年度使用小学校教科用図書採択について 令和4年度使用中学校教科用図書採択について

(資料	1)	学校教育法附則第9条(教科用図書使用の特例)・・・・・p. 1
			図書の無償措置に関する法律第14条(同 ・・・・・・・p. 1
			図書の無償措置に関する法律施行令第15 同一教科書を採択する期間)・・・・・p. 1
			図書の無償措置に関する法律施行規則第6の特例)・・・・・・・ p. 1
(資料	5)	令和4年度使用教科書の	採択事務処理(通知)・・・・・・p. 2
(資料	6)	令和4年度使用教科用図	書 (小学校) 一覧・・・・・・・p. 8
(資料	7)	令和4年度使用教科用図	書(中学校)一覧・・・・・・・p. 9

(資料1) 学校教育法

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、 当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において 準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第 一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(資料2)義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、 政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(資料3)義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

- **第十五条** 法第十四条 の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条 に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。
- 二 採択期間内において採択した教科用図書(以下この状において「既採択教科用図書」という。) の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 三 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われない こととなった場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は第1項の 規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除 した期間とする。

(資料4)義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

(同一教科用図書の採択の特例)

- 第六条 法第十四条 の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)についての令第十五条の第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
- 三 教科用図書検定規則(平成元年文部科学省令第二十号)第十二条の規定による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。)により文部科学省の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間。

2 初教科第 67 号 令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会 教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長 神山 弘

令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和3年3月30日付け2文科初第2012号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町 村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対 しても周知いただくようお願いします。

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際,以下の(ア)から(カ)までの事項に留意すること。また,以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布,施行について(通知)」(平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知)の第二に記載の内容も含まれることから,必要に応じて当該通知も参照すること。

- (ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。
- (イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和 2 年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- (ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて 調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教 科書に採択替えすることも可能であること。
- (エ)上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・ 透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積 極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- (オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。
- (カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。)の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録(令和4年度使用)」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。第 3 部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」(平成 30 年文部科学省告示第 172 号)(別添)に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成 30 年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。)附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書(以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。)の採択並びに同条の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の(ア)から(オ)までの事項に、特に留意すること。
 - (ア) 児童生徒の障害の種類・程度,能力・特性に最もふさわしい内容(文字,表現,挿絵,取り扱う題材等)の図書が適切であること。
 - (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること (特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。)。
 - (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (オ)別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」(令和3年2月25日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書,点字教科書については,教科書と同様に分冊本を採択できるが,その供給については,教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の 種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和 3 年度中に供給可能であるかどうか を十分に確認しておくこと。

なお、令和 4 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から 当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理 由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

- (2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの 方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間(法定展示期間)開催すること(令和3年文部科学省告示第33号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の 差別をしてはならないこと。

(7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること(翌年度使用教科書のみ)。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとすること。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成 30 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(教科書目録 第1部掲載)と、平成 21 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(同第2部掲載)は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3 部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること(※教科用特定図書等:教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書)。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

(1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

(2) 教科書センターについては、新設、移転(住所表示の変更を含む。)、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類(小・中・高・特別支援学校)の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

- 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について
- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、 関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添 付すること。
- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図 (構成市町村の境界を点線で示すこと)
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類
- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和 3 年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。